



鳥取県公報

平成 19 年 7 月 31 日 (火)
号外第 1 2 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (65) (職員課) 3
- ◇ 規 則 現業職員就業規則の一部を改正する規則 (75) (〃) 6

==== 公布された条例のあらまし ====

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、部分休業を定める条項が改正されたことにより、関係する次の条例について所要の規定の整備を行う。

ア 職員の育児休業等に関する条例

イ 任期付職員の採用等に関する条例

ウ 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例

エ 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

オ 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(2) 施行期日は、平成19年8月1日とする。

==== 公布された規則のあらまし ====

現業職員就業規則の一部改正について

1 規則の改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 職員の育児部分休業について定めた規定中、当該育児部分休業の根拠となる法の条項を改める。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成19年8月1日とする。

条 例

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成19年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第65号

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、<u>第8条並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第8条 <u>育児休業法第19条第1項の条例で定める職員</u>は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、<u>第6条の2、第7条並びに第9条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第8条 <u>育児休業法第9条第1項の条例で定める職員</u>は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)~(3) 略</p>

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2 略</u></p>	<p>(短時間勤務職員の任期を定めた採用)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2 略</u></p>

<p>3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するために適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の規定による承認</p>	<p>3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するために適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第9条第1項の規定による承認</p>
--	---

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与の減額等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 職員が部分休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第19条に規定する部分休業をいう。)又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として知事が定めるものをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>3 略</p>	<p>(給与の減額等)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 職員が部分休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第9条に規定する部分休業をいう。)又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として知事が定めるものをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>3 略</p>

(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与の減額等)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 職員が部分休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第19条に規定する部分休業をいう。)又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として知事が定めるものをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>(給与の減額等)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 職員が部分休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第9条に規定する部分休業をいう。)又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として知事が定めるものをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>

<p>る法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条に規定する部分休業をいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として企業管理規程で定めるものをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>る法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第9条に規定する部分休業をいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として企業管理規程で定めるものをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>

（病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第5条 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（給与の減額等） 第22条 略</p> <p>2 職員が部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条に規定する部分休業をいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として企業管理規程で定めるものをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>3 略</p>	<p>（給与の減額等） 第22条 略</p> <p>2 職員が部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第9条に規定する部分休業をいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として企業管理規程で定めるものをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例は、平成19年8月1日から施行する。

規 則

現業職員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第75号

現業職員就業規則の一部を改正する規則

現業職員就業規則（昭和45年鳥取県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）第1条第2項に規定する現業職員（以下「職員」という。）の労働条件に関しては、法令に特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>（勤務時間、休暇等）</p> <p>第2条 職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）の規定の適用を受ける者の例によるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（育児部分休業）</p> <p>第3条 職員の育児部分休業（当該職員がその<u>小学校就学の始期に達するまでの子を</u>養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に<u>限る。</u>）について勤務しないことをいう。）については、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）<u>第19条</u>の規定の適用を受ける者の例によるものとする。</p>	<p>（この規則の趣旨）</p> <p>第1条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年<u>10月</u>鳥取県条例第37号）第1条第2項に規定する現業職員（以下「職員」という。）の労働条件に関しては、法令に特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>（勤務時間、休暇等）</p> <p>第2条 職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年<u>12月</u>鳥取県条例第35号）の規定の適用を受ける者の例によるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（育児部分休業）</p> <p>第3条 職員の育児部分休業（当該職員がその<u>3歳に満たない子を</u>養育するため1日の勤務時間の<u>一部を</u>勤務しないことをいう。）については、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）<u>第9条</u>の規定の適用を受ける者の例によるものとする。</p>

附 則

この規則は、平成19年8月1日から施行する。